

長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金 申請要領

【受付期間】

2021年8月2日(月)～2021年9月30日(木) (9月30日消印有効)

ご注意: 期間終了後の受付は、一切行いませんので、必ず期間内にご提出ください。

【申請書類の提出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直接のお持ち込みはできません。
以下の宛先に、追跡確認ができる簡易書留等で、必ず郵送により提出してください。

(郵送先) 〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル7階
長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金 事務局

注) 長野県が業務委託した機関 ((株) JTB長野支店の特設事務所) の宛先です。

【申請書類等の入手方法】

申請書類等は、次の方法等により入手してください。

- ・長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金ホームページからダウンロード
(URL) <https://www.shinshu-ouen.jp/>
- ・7月30日以降、最寄りの県産業・雇用総合サポートセンター (県合同庁舎内 地域振興局商工観光課)、各商工会議所・商工会での受け取り



【よくあるご質問】

以下のホームページに最新版を掲載し、随時更新します。

(URL) <https://www.shinshu-ouen.jp/faq/>



【お問い合わせ先】

長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金 事務局
電話: 026-262-1807 (委託先: (株) JTB長野支店)
受付時間: 午前9時15分～午後5時15分 (土日・祝日を除く)

長野県産業労働部

✂切り取り線✂

右の点線を切り取って、封筒に貼ることで、郵送用の宛名としてご利用いただけます。

〒380-0824
長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル7階
長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金 事務局

長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金の申請について

2021年7月26日

I 特別応援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げが大きく減少した県内の中小企業者等のうち、国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「月次支援金」という。）」を受給していない事業者の皆様を対象に、「長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金（以下「特別応援金」という。）」を支給します。

2 支給対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本年(2021年)4～6月のいずれかの月の事業収入等が、2019年又は2020年の同月と比較して50%以上減少した中小企業者等



詳しくは「II 支給対象者」をご参照ください。

3 支給金額【申請は1事業者につき1回限りです】

支給金額(上限額まで) = (基準月^{※1}の月間事業収入等) - (対象月^{※2}の月間事業収入等)
(1,000円未満切り捨て)

法人等 上限額20万円

個人事業者 上限額10万円

※1 基準月：2019年又は2020年における対象月^{※2}と同じ月

※2 対象月：2021年4月、5月又は6月のいずれかの月のうち、2019年又は2020年同月比で月間の事業収入等が50%以上減少している任意の月

【ご注意】・本年(2021年)4月～6月分の月次支援金を申請又は申請予定の場合、特別応援金の申請は出来ません。ただし、7月分以降の月次支援金のみを申請する場合、特別応援金の申請は可能です。なお、審査の過程等で月次支援金の受給者リストと照合を行う予定です。

・特別応援金の支給情報は、事業所等が所在する自治体、警察、税務署等政府機関に提出・開示することがあります。なお、特別応援金は、所得税等の課税所得になります。



詳しくは「III 支給金額」をご参照ください。

特別応援金を装った詐欺にご注意ください！

特別応援金の支給等に関して、県や市町村等が以下を行うことは絶対にありません。

- ・ 訪問や電話、Eメール等により金融機関の口座の暗証番号などの情報を聞き出すこと。
- ・ 現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすること。
- ・ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること。
- ・ Eメールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること。

II 支給対象者

以下の要件を全て満たす事業者とします。

- 1 資本金等の額が10億円未満、又は常時使用する従業員が2000人以下であること。
ただし、組合や社団法人においては、構成員の3分の2以上がそれに該当すること。
- 2 法人等は、本店又は主たる事務所が長野県内にあり、かつ法人税を長野県内で納税していること。個人事業者は、住所が長野県内にあり、かつ事業収入等*の確定申告又は住民税申告を長野県内で行っていること。
※ 雇用契約ではない、業務委託契約などの収入を、「雑所得」又は「給与所得」として申告しており、その収入が、主たる収入である（他の収入を上回る）場合は、「事業収入等」として扱います。
この場合、証明する書類（業務委託契約書の写し等）の提出が必要になります。
- 3 長野県税に滞納がなく、業務に必要な許認可等を取得していること。
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けたことにより、本年(2021年)4月、5月又は6月のいずれかの月(対象月)の月間事業収入等が、2019年又は2020年の同月(基準月)と比較して50%以上減少していること。
 - ・2019年1月～2021年3月末までに開業した方は、基準月の月間事業収入等を、開業年(2021年の開業者は開業月から3月まで)の平均の月間事業収入等に代えることができます。
 - ・事業承継や法人化等により、基準月と対象月の事業者の名称が一致しない場合は、変更した理由と、その内容を確認できる書類の提出のほか、必要に応じ比較可能な帳簿等の提出を求めます。
- 5 4月分から6月分の月次支援金を申請していないこと、また、今後も申請しないこと。
ただし、7月分以降の月次支援金のみを申請する場合、特別応援金の申請は可能です。
なお、審査の途中又は審査後に、月次支援金の受給者リストと照合を行う予定です。
- 6 申請事業者の代表者、役員、又はその他の従業員若しくは構成員等は、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ暴力団又は暴力団員の利用、暴力団員に対する資金供給や便宜の供与を行っていないこと。また、暴力団、暴力団員等が事業者の経営に参画していないこと。
- 7 政治団体(政治資金規正法第3条に規定する団体)に該当しないこと。
- 8 公共法人(法人税法第4条第2項に規定する法人)に該当しないこと。
- 9 地方公共団体が50%以上を出資する団体に該当しないこと。
- 10 個人事業者は、被扶養者(健康保険法第3条第7項に規定する被扶養者)に該当しないこと。
- 11 特別応援金の受給後も事業を継続する意思があること。(対象月を休業した事業者の場合は、申請までに営業を再開している必要があります。)

注) 事業で生計を立てたり、雇用を維持する事業者を応援するためのものですので、公務員等で安定的な給与収入を得られている方は、要件に該当する場合であっても、申請をご遠慮いただきますようお願いいたします。

Ⅲ 支給金額

1 支給金額の算出方法

支給金額は、2021年4月、5月又は6月のいずれかの月のうち、2019年又は2020年同月比で月間事業収入等が50%以上減少している任意の月を「対象月」、2019年又は2020年における対象月と同じ月を「基準月」とし、以下の計算で算出します。

$$\text{支給金額} = \text{基準月の月間事業収入等} - \text{対象月の月間事業収入等}$$

$$\left(\begin{array}{ll} \text{法人等} & \text{上限額 20万円} \\ \text{個人事業者} & \text{上限額 10万円} \end{array} \right)$$

※支給金額は1,000円未満切り捨て

支給金額の算出については、別添様式2「申請金額等計算書」をご使用ください。なお、以下の点にご留意ください。

- (1) 申請者が主たる収入を「雑所得」又は「給与所得」として確定申告を行っている個人事業者の場合、対象月及び基準月における「業務委託契約等による（雇用契約によらない）収入」を比較して支給金額を算出します。
- (2) 2019年1月から2021年3月末の期間に開業した方については、基準月の月間事業収入等を、開業年（2021年の開業者は開業月から3月まで）の平均月間事業収入等に代えることができます。
- (3) 対象月及び基準月の月間事業収入等に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体から支払われた給付金等が含まれる場合は、その額を必ず除いて算出してください。

【例】持続化給付金、雇用調整助成金、長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金 等

Ⅳ 申請手続き等

1 申請書類

別添様式3-1、3-2「提出書類確認表」に記載の申請書類（1部）を提出してください。ご提出いただいた書類の返却は原則行いませんので、提出する前に、複写（コピー）した控えを必ず保管してください。なお、必要に応じて追加書類の提出や申請内容の説明を求めることがありますので予めご承知おきください。

2 申請書類等の入手方法

申請書類等は次の方法等により入手してください。

- (1) 長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金ホームページからダウンロード
(URL) <https://www.shinshu-ouen.jp/>
- (2) 7月30日以降、最寄りの県産業・雇用総合サポートセンター（県合同庁舎内 地域振興局商工観光課）、各商工会議所・商工会での受け取り



3 申請の受付期間と方法

(1) 受付期間

2021年8月2日(月)から2021年9月30日(木)まで

(郵便物は9月30日(木)消印のものまでが有効です。)

【ご注意】・申請は1事業者につき1回限りです。

・受付終了後の受付は、一切行いませんので、必ず期間内にご提出ください。

(2) 受付方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直接のお持ち込みは出来ません。

また、県産業・雇用総合サポートセンターでの書類のお預かりも出来ません。

申請書類は、必ず、次の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など、郵便物の追跡確認ができる方法での郵送をお願いします。

(郵送先) 〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル7階

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金 事務局

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

※ 送料は申請者側でご負担をお願いします。

4 お問い合わせ先

お問い合わせは、次の専用相談窓口にて、ご相談ください。

○長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金 事務局

電 話：026-262-1807 (委託先：(株)JTB長野支店)

受付時間：午前9時15分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

ご注意：申請いただいた書類に関して、上記の電話番号以外(事務局所有の携帯電話番号等)から照会する場合がありますので、ご承知おきください。

ただし、その場合も、金融機関口座の暗証番号などの情報をお聞きしたり、現金自動預け払い機(ATM)の操作などをお願いすることは絶対ありません。

5 特別応援金の支給

申請書類を受領後、審査の上、申請内容が適正であると確認したときは、特別応援金を支給します。書類に不備がなければ、申請受付から1か月以内に振込を行う予定ですが、受付開始直後や期間終了直前等で申請が集中した場合は、さらにお待ちいただく可能性がありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

6 通知等

審査の結果、特別応援金の支給を決定したときは、支給金額及び支払予定日を記載した通知をお送りするとともに、振込により指定口座に入金します。

なお、口座振込不能などが発生し、お知らせした支払予定日にお支払いできない場合には別途ご連絡します。

また、特別応援金の不支給を決定したときは、郵送等によりお知らせします。

V その他（注意事項）

- 1 **特別応援金の不正受給は重大な犯罪です。**特別応援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、長野県補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）の規定に基づき、支給決定を取り消し、受け取った特別応援金を返還していただきます。加えて、特別応援金の受領の日からの日数に応じた加算金及び延滞金の納付を求められることがあります。
- 2 1 の場合において、特別応援金の支給を受けた法人名、屋号・雅号、氏名等を公表することがあります。
- 3 申請内容の証拠書類（提出した添付書類（写し）の原本、帳簿、取引の伝票類）を今年年度終了から 5 年間（2027 年 3 月末日まで）保存してください。なお、支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、事業の実態に関する検査、報告又は是正のための措置を求められることがあります。
- 4 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を実施することがあります。
- 5 申請書の不備による振込不能等の事由により、支払が完了せず、定める期限までに修正の確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 6 特別応援金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、事業所等が所在する自治体、警察、税務署等政府機関に提出・開示することがあります。

VI 支給申請書兼誓約・同意書兼口座振込依頼書（様式 1）の選択項目

「3 申請者情報」の「業種」の選択肢

下記の 1～20 の業種の中から、主たる業種を 1 つ選び、**番号**を申請書の「業種」欄に記入してください。

- | | | |
|-----------------|--------------------|----------------------|
| 1 農業、林業 | 8 運輸業、郵便業 | 15 生活関連サービス業、娯楽業 |
| 2 漁業 | 9 卸売業、小売業 | 16 教育、学習支援業 |
| 3 鉱業、採石業、砂利採取業 | 10 金融業、保険業 | 17 医療、福祉 |
| 4 建設業 | 11 不動産業・物品賃貸業 | 18 複合サービス事業 |
| 5 製造業 | 12 学術研究、専門・技術サービス業 | 19 サービス業(他に分類されないもの) |
| 6 電気・ガス・熱供給・水道業 | 13 宿泊業 | 20 分類不能の産業 |
| 7 情報通信業 | 14 飲食サービス業 | |

「4 売上が減少した理由」の選択肢

下記の 1～6 の理由の中から、主たる理由を 1 つ選び、**番号**を申請書の「売上減少の理由」欄に記入してください。

- 1 コロナの感染拡大により、お客の数または客単価が減少した。
- 2 コロナの感染拡大により、取引先からの発注量または発注額が減少した。
- 3 コロナの感染拡大により、取引先が減少した。
- 4 コロナの感染拡大により、原材料の調達が予定通りできなかった。
- 5 コロナの感染拡大により、イベント中止、移動や面会の抑制等で営業活動そのものが制限された。
- 6 その他（ ） 1～5 に該当項目がない場合は、6 を選択し減少した理由を申請書に直接記入してください。